

河川等監視カメラの運用を開始しました

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大規模な水災害が発生する懸念が高まっています。リアルタイムに河川などの様子を確認することができる河川等監視カメラ映像の配信を開始しましたので、台風や大雨などの際に、避難を判断するための情報としてご活用ください。



カメラの設置箇所(市内8カ所)

- 稲葉橋 ● 三郷橋
- 天神川1号橋(尾張旭幹部交番東)
- 甚田池橋(図書館南)
- 一丁田橋(ひまわり福祉会くすの木北)
- 舟橋(ピアゴ印場店北)
- 維摩池 ● 濁池



視聴方法

河川等監視カメラ専用サイト(右記二次元コード)で、30秒ごとに更新される画像やYouTubeでのLIVE配信映像を見ることができます。専用サイトは、市防災アプリや市ホームページからもアクセスできます。

河川等監視カメラ専用サイト



問い合わせ先/市役所危機管理課災害対策係 ☎76-8127

くらしのアドバイス

今回のテーマ

その「お試し」、定期購入かもしれません!

「スマートフォンでSNSを見ていたら、お試しの化粧品の広告が出た。日頃から定期購入に注意していたので画面をよく見たが、いつでも解約できる、定期購入の縛りはないと書かれていたので、安心して住所・氏名などを入力して注文をした。お試しの商品が送られてきた後、間もなくして同じ商品が届き、請求書が入っていた。お試しだけしか注文していないので、解約の電話をしたがつながらない。メールや無料通信アプリで解約手続きをするように案内があるが、返信はなく解約できない。注文時、画面がいくつか変わったようだが、よく見ておらず最終確認画面がどうだったか記憶にない」というようなスマートフォンによるインターネット通販のトラブル相談が多く入ってきています。

スマートフォンは画面が小さく、広告が大きく書かれた表示だけで注文してしまいます。通信販売にはク

リング・オフの適用がなく、販売業者の返品・解約規約に従うことになります。契約条件によっては、途中の解約ができない、解約しようと事業者に連絡しても電話がつながらない場合も多くあります。自己判断で受け取り拒否をした場合、債務だけが残り、請求を受け続けることになります。

申込時には、画面の一番下までスクロールすると、「特定商取引法について」「会社概要について」などの購入条件や解約について記載した画面がありますので、しっかり確認して注文するようにしてください。また、広告画面や注文画面をスクリーンショットなどで保存する習慣を付けましょう。

困ったときは一人で悩まず、早めに市の消費生活相談や県の消費生活総合センター(☎052-962-0999)、消費者ホットライン^{イヤ}188に相談してください。

ポイント

注文する前に、購入回数や支払総額、解約条件などを今一度しっかり確認しましょう。

市の消費生活相談

とき 月・水・金曜日 午前9時～正午 火・木曜日 午後1時～4時
ところ 市役所 消費生活センター
 ※相談には時間を要しますので、お早めにお越しください

